

令和4年 第5回
教育委員会定例会会議録

令和4年5月9日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2588号
令和4年第5回定例会

日 時 令和4年5月9日（月） 午後1時30分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	寺 原 真希子

「欠席委員」	委 員	山 内 慶 太
--------	-----	---------

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	上 村 隆
	教育長室長	佐 藤 博 史
	図書文化財課長	齊 藤 和 彦
	学 務 課 長	佐々木 貴 浩

「書 記」	教育総務係長	本 城 典 子
	教育総務係	榮 友 美

「議題等」

日程第1 審議事項

1 特別展示室の観覧料について

日程第2 協議事項

1 台場区民センター図書室の港区立図書館条例設置施設への移行について

日程第3 報告事項

1 港区立赤羽小学校ちゅう房機器の購入について

「開会」

○教育長 ただいまから令和4年度第5回港区教育委員会定例会を開会します。

(午後1時30分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、中村委員にお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 特別展示室の観覧料について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第58号「特別展示室の観覧料について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 議案第58号「特別展示室の観覧料について」ご説明いたします。

本日付議案資料ナンバー1を御覧いただけますでしょうか。1ページ目、審議内容です。「港区立郷土歴史館特別展示室で開催する特別展『”Life with ネコ”展』の観覧料について」です。

項番1(1)「名称」は「”Life with ネコ”展」です。

(2)「開催期間」は令和4年7月16日土曜日から9月11日日曜日までです。

(3)「内容」です。現在、猫の人气が非常に高まっていますが、遺跡や文献、絵画資料などから、猫は江戸時代からペットとして、人々の身近に存在していたことが確認されています。本展では、猫、そして今年の干支であるネコ科の虎や、猫とともに人々の存在する犬にも対象を広げ、これらの動物との人との関わりの歴史を紹介いたします。

項番(2)「観覧料」です。企画展のみ観覧する場合、大人400円、小・中・高生200円。常設展と同時に購入する場合、大人600円、小・中・高生200円です。

参考として、観覧料一覧の表をつけてございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○田谷委員 今回、現場で、動物関係の特別展示って初めてではないかと思うのですが、これは展示するのはその関係する資料とか、多分写真とかグッズなんかもそうなのか。実際に、動物は展示はされないのですか、生きたやつを。

○教育長 図書文化財課長。

○図書文化財課長 生きた動物の展示というのは考えてございませんけれども、オオヤマネコの骨ですとか、歴史的な江戸時代の浮世絵ですとか、猫に関連した資料を色々な地方から集めて展示する準備を現在しております。

○田谷委員 そうすると、かなり固い感じの展示になるのか。

今回、非常に子どもでも興味を示しそうなのですが、幼児とか、児童クラスでも分かるよ

うな展示というのは、される予定はございますか。

○教育長 図書文化財課長。

○図書文化財課長 テーマをいくつか分けておりまして、暮らしに溶け込む猫たちということで、猫とネズミが戦ってきた歴史ですとか、縁起物である猫の紹介ですとか、犬とのライバル関係を扱ったりする予定です。現在、ペットとして飼育されている頭数は、犬より猫の方が増えたそうなのですけれども、永遠のライバルの犬との歴史みたいな紹介の仕方として、子どもたちにも興味を持ってもらえるような展示の工夫を心がけていきたいと思っております。

○田谷委員 分かりました。本当に子どもに興味を持っていただくように、我々世代というのか、よくアメリカのアニメで「トムとジェリー」とかで、あの中でトムと必ずブルドッグとやり合うシーンとかあって、例えば、そんなのも流せれば楽しいかなと思う。色々企画はあると思いますので、口をはさみませんが、楽しみにしております。

よろしく願いいたします。

○教育長 はい、ほかはいかがでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第58号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。そうしましたら、原案どおり決定いたしますけれども、今、田谷委員からもお話がありましたように、また期間がちょうど7月16日から9月11日ということで夏休み期間に入りますので、ぜひ、今、準備進めているということですが、子どもたちが楽しめるようなものも少し考えていただければと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

2 日程第2 協議事項

1 台場区民センター図書室の港区立図書館条例設置施設への移行について

○教育長 次に、日程の第2、協議事項に入ります。

協議事項1「台場区民センター図書室の港区立図書館条例設置施設への移行について」説明をお願いいたします。

図書文化財課長。

○図書文化財課長 それでは、「台場区民センター図書室の港区立図書館条例設置施設への移行について」ご説明させていただきます。

本日付教育委員会協議資料ナンバー1を御覧ください。協議内容です。令和6年度から港区立台場区民センターの図書室を港区立図書館条例で定める施設へ移行しますという内容でございます。

1「経緯」です。台場区民センター内の図書室は、平成8年5月の台場コミュニティプラザ開設当初に整備され、地域の要望をうけて、平成12年には区内図書館の本の貸出等ができる図書館システムを導入するなど、区立図書館のない台場地域において、補完機能を担ってきました。

現在は、港区立区民センター条例第2条の2の規定に基づく地域活動情報の収集及び提供に資す

る事業の一つとして、台場区民センターの指定管理者が運営を行っております。

令和元年12月5日の庁議において、審議の上了承された台場コミュニティープラザ等長期保全計画に基づく改修工事基本計画において、図書室の今後の在り方については検討するとしております。

この間、芝浦港南地区総合支所と教育委員会事務局は、令和元年度から令和3年度にかけて、基本設計、実施設計を行う中で、必要な設備、充実する機能や実現方法、移行時期等を検討し、地域の要望である閲覧席の増席や図書館サービス拡充の必要性を踏まえ、大規模改修工事に合わせて、場所の移転を含めた整備を行うこととしておりました。

項番の2です。「港区立図書館条例で定める施設への移行」として、誰もが利用しやすい施設として、図書室の場所の移転やトイレや事務室、サイン計画等の再整備を行い、港区立図書館条例で定める施設へ移行します。

このことにより、貸出サービスだけではなく、地域の情報拠点として多様化・高度化する利用者の図書館に対するニーズに対応してまいりたいと思います。

こちらにつきましては、別紙2で改修前と改修後の図面をつけてございますが、御覧いただけますでしょうか。少し似た感じの図面になっていて、分かりづらい部分もあるのですが、現状が左側の2階平面図という方でございます。

黄色く囲っている部分が区民センター図書室として運営している部分で、真ん中から若干右側、少し小さいですが、黒い三角があるところ。こちらが入口になっておりまして、こちらから入って2階のエントランスホールを抜けて、左に曲がって図書室に入る。こちらの入口自体は、台場区民センターと芝浦港南地区総合支所の台場分室の入口と同じでございます。こちらの共用の入口を抜けて、区民センターの図書室に入ることになります。

こちら、立地としてはゆりかもめのお台場海浜公園駅から徒歩1分ということで、駅からすごく近くて、非常にいい場所でございます。

こちらが、右側の改修後の方の図面に移るのですが、現在の2階から3階に移りまして、3階のデッキから直結するこの黄色囲みのところが、今度新しく図書室が移る場所になります。

3階のデッキ部分から直接図書室のコーナーにアクセスできて、区民センター等を介さずに図書館として完結する施設になります。また、お台場地区の商業施設に行くときに通る動線にあるので、より区民が利用しやすい場所に移ります。

このような大規模改修に合わせて、図書室の立地が変わることを好機と捉えて、今回の図書館条例の施設に移行するというを現在、検討しているところでございます。

資料に戻りまして、3番「現行と条例施設移行後の機能」ということで、台場区民センター図書室は、これまでブックポストの設置や区立図書館との連携を進め、資料の閲覧、管外貸出においては区立図書館と同等の機能を有していますが、国立国会図書館や大学図書館の資料の借受けは対応できません。条例施設に移行することでこれが可能になるほか、区立図書館としてのネットワークに加わることで、レファレンスサービスの事例の共有や選書を合同で行うことにより、質・量とも

にバランスの取れた蔵書を構成することが可能になります。さらに区立図書館の閉架書庫を利用することで、資料の適切な保管にも対応できます。

また、お台場学園の学校図書館との連携による調べ学習に関する講座や学習コンクールの開催、台場保育園や台場児童館等の児童施設等の連携による子どもの読書活動の推進など、多様な主体との連携による事業を展開していきます。

区立図書館の連携施設としてではなく、条例施設の一つとして様々なメリットを生かしながら、図書館サービスの基本を忠実に実行し、利用の促進を図ります。

こちらについては、現状と台場区民センターの図書室の比較を別紙でしております。別紙の表、A4横のものなのですが、御覧いただけますでしょうか。

一番左が台場区民センター図書室、現行の区民センター条例に基づく図書室になります。真ん中が条例施設に移行後の内容になりまして、一番右側が港区立図書館、参考にみなと図書館の規模を書いてございますけれども、三つ横並びで書かせていただいております。

業務内容のところ、中段のところですが、現在、実施しているものとして、資料の管理ですとか資料の選定、館外貸出、これらについては連携施設として、図書館と同様のサービスを現在も提供しております。おはなし会も台場区民センター事業として、区民センターの事業としての展開をしております。これらに加えて、児童サービス、視聴覚サービス、障害者サービス、講演会等の資料を活用したサービスということが区立図書館で現在実施しているものになりまして、これらを台場の地域でも積極的に展開できるようにすることで、条例施設への移行を考えております。

また、開館日については、現在区民センター図書室は、日曜日・祝日、午後8時まで開館しております。月曜日から土曜日午後8時までとなります。現行の港区立の図書館については、日曜・祝日は午後5時までとしておりますので、また館内整備日、毎月第三木曜日、休館にしておりますけれども、台場区民センターの図書室はそちらがございません。これらについて、条例施設にすることによって、現行の図書館に合わせるのか、それとも現在の区民センター図書室のサービスをそのまま継続するのかというところは、今後、条例を改正するに当たって、しっかり検討して、議論をしていきたいと考えております。

もう一度、資料に戻させていただきます。2ページの項番4、「移行時期」です。現在の指定管理期間は、台場区民センター、区立図書館ともに令和6年3月31日までとなっております。台場コミュニティプラザの大規模改修工事が完了したのに、令和5年12月に改修後の施設に移転予定ですが、現指定管理期間中は、引き続き台場区民センターの図書室として運営し、令和6年4月1日から条例施設に移行する予定でございます。

なお、指定管理者制度の導入等、公の施設の管理運営については、図書館条例の一部改正の案件として、再度教育委員会に協議をさせていただく予定でございます。

5番の「今後のスケジュール」です。この後、5月12日に公共施設等整備検討委員会で、区の内部でも、台場コミュニティプラザの工事についての審議の案件がございます。

その後、令和4年10月、行政経営委員会を経て、再度、教育委員会に、今度は図書館条例の一部改正についてということで、再度協議をさせていただいて、この台場図書室の名称ですとか、先程申し上げた開館時間等をしっかり定めてお諮りしたいと思います。

その内容を教育委員会でご了承いただきましたら、令和4年第4回港区議会定例会に条例改正の議案を上程する予定でございます。

その後、指定管理者の公募期間を経まして、令和6年4月1日から、条例施設として開館できればと考えております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○中村委員 ちょっと聞きたいのですけれども、この令和元年12月5日の庁議で、台場コミュニティプラザ等長期保全計画に基づく改修工事基本計画というのが成されて、その中に図書室の今後の在り方について検討するとして書いてあるのですけれども。図書室から、いわゆる図書館条例に基づく図書館への、一種の格上げですよね。施設としての格上げを、このときにはまだ決めていなくて、いつ決めたのですか、格上げをするということは。これはもう決まっているのですよね、格上げをするということは。

○図書文化財課長 まだ正式には決定してございません。これから、正式に決定するに当たっての協議を今回させていただいている段階でございます。

○中村委員 決定するのは、どの段階で決定するのですか、港区としては。

○図書文化財課長 この後、本日5月9日の教育委員会協議を経て、庁内決定は5月12日の公共施設整備検討委員会で、台場コミュニティプラザの改修工事の中で、これまで区民センター条例でやっていた図書室を、教育委員会所管の図書館条例に基づく施設にするということで、審議していただく予定でございます。その後、工事議案として、第2回定例会で港区議会に上程する予定でございます。

○中村委員 分かりました。となると、この計画は令和元年度から3年度にかけて、基本設計、実施設計を行う中で、必要な整備、充実する機能、実現方法、移行時期等を検討し、地域の要望である閲覧席の増席や図書館サービスの拡充の必要性を踏まえ、ちょうど改修工事があるので、これを機に、移転はせずにその場所で図書館にしようという、そういう流れですね。そういうふうに区としては考えていきたいと。そういう理解でいいですか。

○図書文化財課長 正確には移転、若干の施設の入替といえますか。

○中村委員 2階から3階に入るというやつですか。

○図書文化財課長 左様でございます。

○中村委員 その程度ということですね。

○図書文化財課長 はい。

○中村委員 分かりました。大丈夫です。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今回の協議をもちまして、公共施設等整備検討委員会に諮らせていただきます。

日程第3 「報告事項」

1 港区立赤羽小学校ちゅう房機器の購入について

○教育長 次に日程の第3「報告事項」に入ります。「港区立赤羽小学校ちゅう房機器の購入について」説明をお願いいたします。

○学務課長 本日付資料報告資料ナンバー1を御覧ください。「港区立赤羽小学校ちゅう房機器の購入について」でございます。

令和5年4月に赤羽小学校が新校舎へ移転することに伴いまして、調理室に設置をしますちゅう房機器等を購入させていただくものでございます。

ちゅう房機器の購入品目ですけれども、145点、記載のとおりですが、シンクから調理機器まで、後は保管をするための冷蔵庫等、色々なものが購入対象になっているところでございます。

「その他」としまして、裏面ですけれども、ちゅう房機器の購入につきましては、第2回定例会に購入する議案として、提出をする予定になってございます。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 購入は別に構わないのですけれども、要らなくなったものはどうなさる予定ですか。

○学務課長 こちらの赤羽小学校、現状設置をされているものにつきましては、古くないものというか、使い回しができるものにつきましては、故障代替品での置いておいたりとか、また今度、旧三田小学校を活用するときには、そういったところの活用ができないかとか、そういった形で有効利用を考えております。

○中村委員 全て廃棄するという訳ではないということですか。

○学務課長 そのとおりです。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

本日、予定をしている案件及び報告事項は全て終了しましたけれども、委員、または説明委員の皆さんからその他何かございますでしょうか。

「閉会」

○教育長 よろしいでしょうか。なければ、これをもちまして閉会といたします。

今回は、臨時会を令和4年5月23日、今月の23日月曜日、10時から開催予定です。こちらは、オンラインでの開催になりますので、よろしくお願いいたします。

皆さん、お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 中村 博